

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	( )
--------------	---	---	-----	-----

別表十二(一) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定法人の名称等	1	(第 号該当法人)	期首海外投資等損失準備金の金額	12	円
本店又は主たる事務所の所在地	2		翌期繰越額の計算		
資源開発投資法人等の認定	3	昭平第 号	5年経過後5年間均等益金算入額(25の計)	13	
特定株式等の認定	4	昭平第 号	同上以外の場合による益金算入額(26の計)	14	
当期積立額	5	円	計(13)+(14)	15	
積立限度額	6	平 号	当期積立額のうち損金算入額(5)-(11)	16	
積立限度額の計算	7	円	期末海外投資等損失準備金の金額(12)-(15)+(16)	17	
			貸借対照表に計上されている海外投資等損失準備金の差引(18)-(17)	18	
			同上の $\frac{30 \text{ 又は } 90}{100}$	19	
			取得年度に特定株式帳簿価額を減額した金額	20	
			当期分	21	
			積立限度額(8)-(9)	10	
			前前期末における差額(前期の(19))	22	
			積立限度超過額(5)-(10)	11	

P52参照

益 金 算 入 額 の 計 算

積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額		翌期繰越額(24)-(25)-(26)
			5年経過後5年間均等益金算入による(23)× $\frac{1}{60}$	(25)以外の場合	
	23	24	25	26	27
積立事業年度終了の日の翌日	円	円	円	円	円
から5年を経過したものの翌日					
から5年を経過しないものの翌日					
当期分					
計		円	円	円	

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
海外投資等損失準備金(資源開発事業法人(第1号該当法人で第3号該当法人を除く。))	「第55条第1項第1号」又は「第55条第9項」	00188	「16」欄の金額
海外投資等損失準備金(資源開発投資法人(第2号該当法人で第4号該当法人を除く。))	「第55条第1項第2号」又は「第55条第9項」	00189	
海外投資等損失準備金(資源探鉱事業法人(第3号該当法人))	「第55条第1項第3号」又は「第55条第9項」	00190	
海外投資等損失準備金(資源探鉱投資法人(第4号該当法人))	「第55条第1項第4号」又は「第55条第9項」	00191	

※ 「第55条第9項」は適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合が該当します。